

黒部市都市計画マスタープランの 見直し（中間報告）について

1 都市計画マスタープランの概要

（1）都市計画マスタープランとは

【都市計画マスタープランとは】

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、本市の将来のまちづくりに関する長期的な指針となる計画。
- 本市の策定年次：2010年（平成22年）→ 目標年次：2029年（令和11年）

(2) 都市計画マスタープラン位置づけ

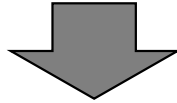
富山県

黒部都市計画区域マスタープラン

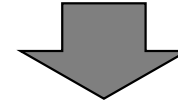
黒部市

第2次黒部市総合振興計画

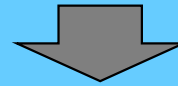
即する



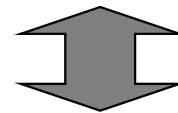
即する



黒部市都市計画マスタープラン



黒部市立地適正化計画



整合性

黒部市分野別計画

第2次黒部市地域
公共交通網形成計画

黒部市
幹線道路網計画

黒部市
地域防災計画

等

2 都市計画マスタープランの見直しの概要

(1) 見直しの背景

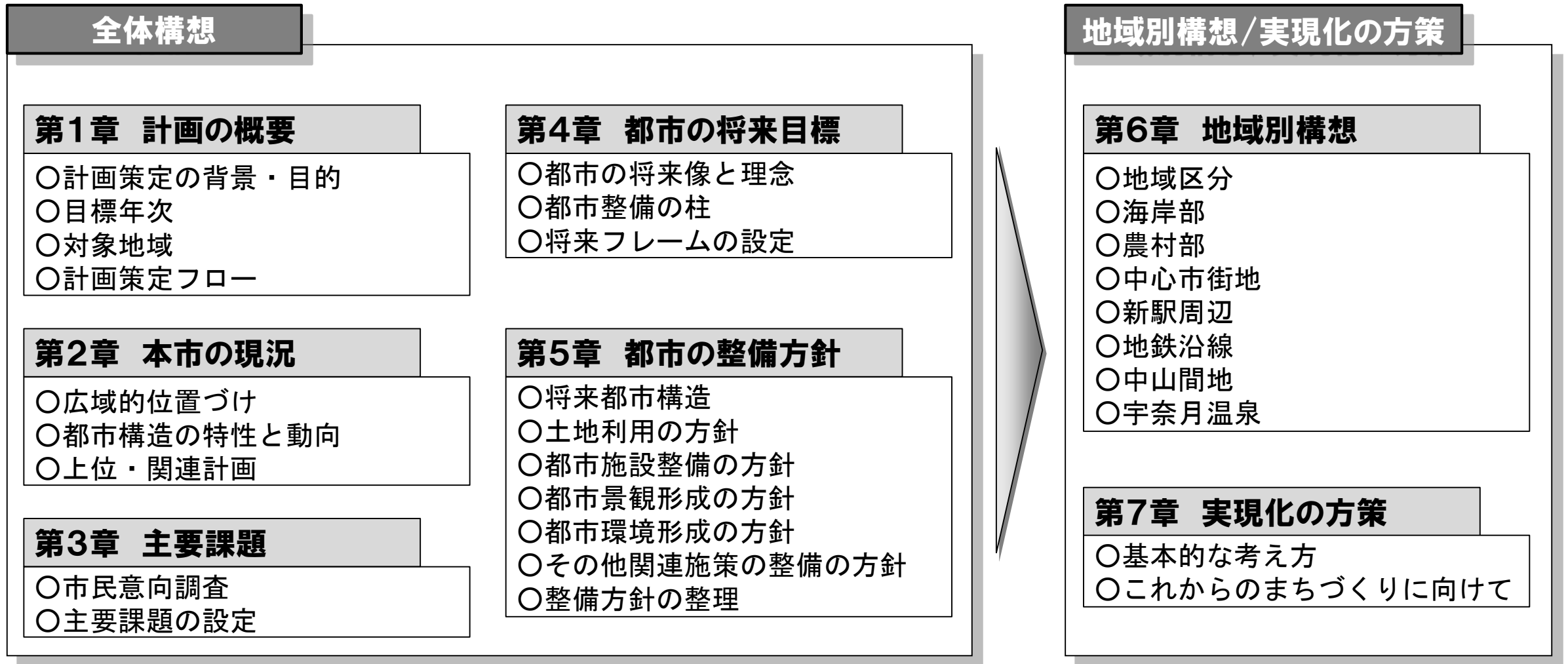
【見直しの背景】

- 現行計画は、計画策定後**10年以上が経過**。
- その間、少子高齢化や人口減少が進んでいるほか、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅の開業、一般国道8号入善黒部バイパスの開通、道の駅「KOKOくろべ」の開業など、**本市を取り巻く環境が変化**。
- また、「第2次黒部市総合振興計画」「黒部市立地適正化計画」「幹線道路網計画」など、**上位関連計画が改定・策定**。



以上の経緯を踏まえ、社会情勢や都市構造の変化に対応する必要があり、上位・関連計画との整合性を図りながら、本市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めるため、本計画を見直す。

(2) 都市計画マスタープランの構成



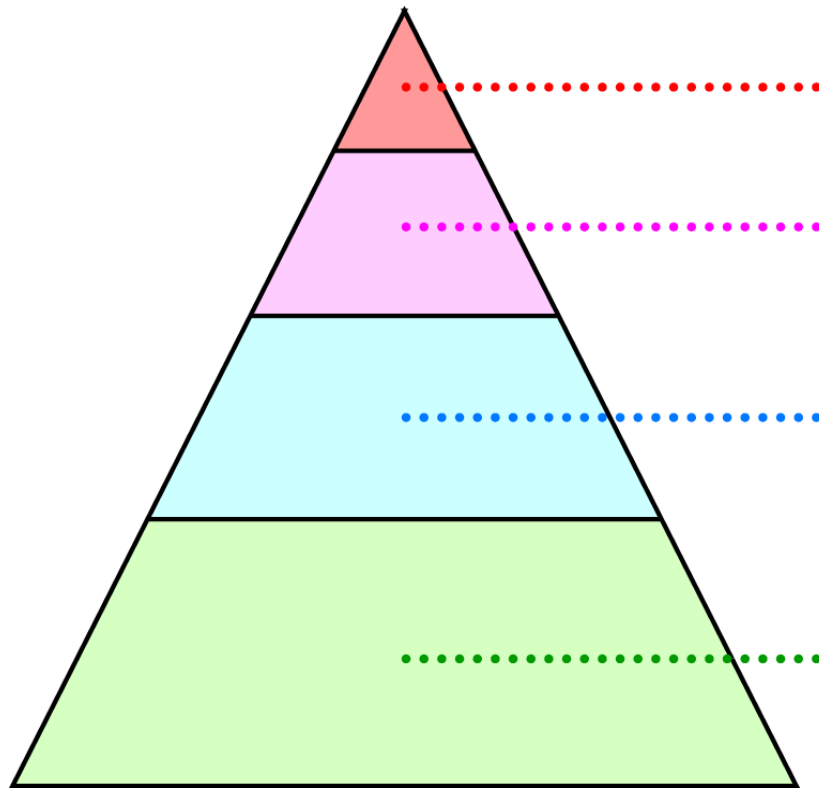
令和4年度検討内容 ⇒ 本市の現状及び課題の整理、都市の将来目標・整備方針（土地利用、都市施設）

令和5年度検討内容 ⇒ 都市の将来目標・整備方針（都市景観、都市環境等）、地域別構想、実現化の方策

(3) 現行計画の概要

【都市の将来像と理念】

■ 黒部市総合振興計画におけるまちづくりのテーマを踏まえ、都市の将来像を「人・水・緑がきらめく ふれあいのまち」と設定。



将来都市像の体系

まちづくりのテーマ〔黒部市総合振興計画〕
『大自然のシンフォニー文化・交流のまち 黒部』

都市の将来像
『人・水・緑がきらめく ふれあいのまち』

まちづくりの理念
○安全で安心なまちづくり
○コンパクトなまちづくり
○住み続けたい・訪れたい魅力的なまちづくり

都市整備の柱
1) 北陸新幹線新黒部駅（仮称）を交流拠点としたまちづくり
2) 地域の特性を活かしたまちづくり
3) 交通ネットワークを活かしたまちづくり
4) 安全で安心して暮らせるまちづくり
5) 自然と景観を活かすまちづくり

(3) 現行計画の概要

【将来都市構造】

■ 都市の将来像「人・水・緑がきらめく ふれあいのまち」の実現に向けて、
 将来の都市構造を設定。



(3) 現行計画の概要

【将来都市構造（各地域の方針）】

1) 海岸部

海岸の良好な地域資源を活かし、海浜レクリエーションや観光機能の充実のほか、市内外の施設と広域連携を深めながら、まち歩き等の観光振興。また、市街地は、漁業のまちとしての歴史を踏まえながら、生活の利便性向上。

2) 農村部

農業生産の振興を図る地域として、関係機関と連携しながら無秩序な開発の抑制。併せて、集落の生活環境の向上に努めるとともに、田園（散居）景観の保全。

3) 中心市街地

三日市市街地とその周辺は、集積したそれぞれの都市機能の充実を図るとともに、まちなか居住を促進。併せて、商業の活性化を図り、都市機能の整備充実。

4) 新駅周辺

新幹線新駅及び黒部ICの周辺は、県東部の玄関口・拠点として、交通結節機能、交流機能、観光情報機能、商業機能などの充実。

5) 地鉄沿線

富山地方鉄道本線の鉄道駅周辺への計画的な住宅地の誘導・集約化を図り、鉄道網を活用した「コンパクトなまちづくり」を推進。

6) 中山間地

緑豊かな立地環境を活かして、農林業体験や収穫作物の炊事体験等を行うグリーンツーリズム等により、住民と都市圏との交流を促進し、地域の活力を向上。

7) 宇奈月温泉

雄大な自然を守り活かしながら広域連携を深め、来訪者の増加に努めるとともに、高齢化や国際化にも対応した温泉・保養地として各種施設の整備や街並み環境整備など観光地としての魅力向上。

(3) 現行計画の概要

【土地利用の方針】

- 市内における土地利用動向を踏まえ、用途地域及び都市的地域を中心に土地利用方針を示す。

【都市施設整備の方針】

- 道路、公共交通、公園・緑地、上下水道などの都市施設についての整備方針を示す。

【都市景観形成の方針】

- 本市が誇るべき景観を次代に継承していくため、市民と行政の協働を基本に、市民が誇れる美しいまちを目指した都市景観形成の方針を示す。

【都市環境形成の方針】

- 安全で快適な生活環境・都市環境等を形成するための方針を示す。

【その他関連施策の整備の方針】

- 他分野との連携や市民・団体・事業者・行政などの協働を基本とし、その他関連施策の整備方針を示す。